

令和3年度

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年1月27日

石巻市農業委員会

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年1月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 農地法第3条における別段の面積（下限面積）の設定について

日程第 9 議案第 7号 石巻市標準農作業料金の設定について

閉 会

出席委員（18名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	9番	伏見さと子	委員
10番	佐々木洋	委員	11番	遠藤章一	委員
12番	岡田正男	委員	13番	今野真理	委員
14番	後藤嘉伸	委員	15番	前野利春	委員
16番	今野勝夫	委員	17番	日野智	委員
18番	伏見晃也	委員	19番	三浦孝一	委員

欠席委員（1名）

8番 高橋千代恵 委員

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

西城芳光	事務局 局長	渋谷幸伸	事務局 次長
齋藤敏幸	主幹	村上浩則	主幹
保理裕宣	主任主事	山本万里	主任主事
菅井泰弘	主任主事	若井慎太郎	主事

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後 1 時 3 5 分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は 18 名、推進委員は 20 名であります。高橋千代恵農業委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従いまして、進めてまいりたいと思います。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第 21 条第 2 項に規定する議事録署名委員でありますけれども、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号 13 番今野真理委員、14 番後藤嘉伸委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第 1 号～報告第 5 号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告願います。

どうぞ。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告申し上げます。

議案書の 1 ページを御覧ください。去る 1 月 14 日、当会議室で農家相談委員会を開催いたしました。

相談の事前協議案件は 1 件です。相談内容は、賃貸借等での農地の借受けによる新規就農です。

相談者は [] で、通作距離は自宅から片道 8 km です。

借受け予定地は [] 地区の農地で、畑 7 筆、合計面積 5,114㎡です。

営農計画は、カボチャを栽培し、インターネットによる販売と J A いしのまきへの出荷を予定しております。

労働力については、基本1名で常時従事、繁忙期には両親の応援を見込んでいます。

農業機械は、農地の所有者から無償による借受けの内諾を得ており、さらに営農上の技能面での支援も確約を得ているとのこととあります。

なお、相談者は当面、団体職員として勤務の傍ら就農を行う兼業農家ではありますが、作業日数については、勤務先の出勤日数を調整して対応することとしております。

以上のことから、農家相談委員会の結論として、相談者は営農に関して強い意欲があり、農地の有効活用が図られると思われることから、就農者として適格である旨の判断に至りました。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から報告があった賃貸借等による新規就農相談について、何か確認事項はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから13ページになります。事務局より報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。資料は2ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による売買のためでございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は3ページからです。今月の受理件数は11件で、解約の理由は、借人の都合のためが2件、耕作者変更のためが2件、農用地利用集積計画による売買のためが7件でございます。

続きまして、報告第4号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。資料は10ページからです。今月の受理件数は3件で、それぞれ田から畑にするため、0.5mの盛土をし、野菜を作付するものでございます。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は13ページです。今月の受理件数は1件で、駐車場と運動場を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は14ページから20ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、資料は14ページからです。申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は畑、現況は雑種地となっております。平成11年に相続をした頃には、既に荒廃しており、東日本大震災の復興事業のために利用されていたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2番、申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林及び境内地となっております。対象地は、山林化した箇所と墓地ののり面として長年使っている箇所があり、それぞれ非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号3番、資料は15ページからです。申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は田、現況は宅地となっております。昭和58年に倉庫を建築し、現在まで使用しているものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号4番、申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は畑、現況は通路となっております。平成11年に建築した居宅への通路として利用しているものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号5番、申請地は農振農用地区域外の市街化区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。東日本大震災の影響でやむなく転居したことにより、長年耕作しておらず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋副委員長から報告をお願いいたします。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

1月17日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は21ページから22ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の労働力不足のための農地の売買です。申請地は、畑2筆、合計面積1,214㎡です。

番号2番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買です。申請地は、田2筆、合計面積507㎡です。

番号3番は、新規就農のための農地の売買です。申請地は、畑2筆、合計面積4,386㎡です。なお、対象農地は50a未満ですが、草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められるため、農地法施行令第2条第3項の下限面積の例外許可規定が適用できるものです。

次の番号4番と5番に関しては、耕作の利便性のための農地の交換です。初めに、番号4番の申請地は、畑1筆、面積313㎡です。次に、番号5番の申請地は、畑1筆、面積445㎡です。なお、交換による金銭の受渡しがない等価交換です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る1月14日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。1月の案件は、売買による所有権移転が3件、交換による所有権移転が2件、合計5件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び1月12日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました現地調査報告書などに基づきまして、慎重審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は23ページから24ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

資料は23ページからです。転用目的は、住宅敷地として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は25ページから35ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は25ページからです。転用目的は、車両置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

番号2番、転用目的は、資材置場として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号3番、転用目的は、資材置場として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号4番、資料は26ページからです。転用目的は、車両置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

番号5番、資料は27ページからです。転用目的は、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号6番、転用目的は、工場用地として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

番号7番、資料は28ページからです。転用目的は、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号8番、転用目的は、農業用倉庫用地として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、農業用施設の例外規定が適用できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案8件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案8件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は36ページから58ページになります。事務局から議案の内容について説明願ひます。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

1ページから2ページを御覧ください。番号1番から番号20番、相対による集積、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件20件、田及び畑123筆、合計面積は13万3,032.21㎡、貸借期間は4年11か月から10年で、10a当たりの賃借料は8,123円から2万円となっております。

米による物納、60kgから90kgとなっております。

3ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転は10件です。

番号1番から番号10番、田66筆、合計面積は7万3,875㎡、10a当たりの単価20万円から40万円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告をお願いします。

はい、どうぞ。

○佐々木洋農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の20件、所有権移転の10件において、承認すべきものと判断いたしました。

た。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。初めに利用権設定について審議いたします。議案書は36ページから50ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定20件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定20件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は51ページから58ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転10件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転10件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農地法第3条における別段の面積（下限面積）の設定についてを議題といたします。

議案書は59ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○若井慎太郎主事 議案第6号 農地法第3条における別段の面積の設定についてご説明いたします。

まず、下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地法第3条の許可後に、経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。農地法では、北海道は2ha、都府県は50a以上と定められています。ただし、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっています。

また、農業委員会は毎年別段の面積の設定や修正の必要性について審議し、公表することになっています。このため、令和4年度の別段の面積の設定については、議案書のとおり提案いたします。

まず、(1)、農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針としては、現行の別段の面積、旧

荻浜村、旧雄勝町、旧牡鹿町の10aの変更は行わないことといたします。理由としては、2020年の農林業センサスにおいて、旧荻浜村、旧雄勝町、旧牡鹿町の3地区について、10a未満の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している農家数が当該区域内の農家数のおおむね4割を超えているためです。

次に、(2)、農地法施行規則第17条第2項の適用について、方針としては、現在設定している別段の面積の変更は行わないこととします。理由としては、空き家の利活用や移住、定住の促進並びに空き家に附属した農地の遊休農地化の解消が期待されるため、石巻市空き家バンクに登録された空き家に附属した農地で農業委員会が指定した農地について、別段の面積1aを引き続き設定したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明があった本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、農地法第3条における別段の面積（下限面積）の設定については原案のとおり可決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

議案書は60ページ及び別紙1になります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○保理裕宣主任主事 では、別紙1を御覧いただきます。表には別紙1として令和4年度適用の石巻市標準農作業料金案、裏側には今年度、令和3年度の作業料金表を参考に掲載しております。

では、令和4年度適用の石巻市標準農作業料金案についてご説明させていただきます。本作業料金案につきましては、県の作業料金設定要領等に基づきまして、広域単位による料金設定の方針から、出作入作の関係で緊密な関係にある東松島市、美里町の両農業委員会とも数回にわたる事務レベルでの協議を行いまして、その事務局案を基に、昨年12月17日、受委託の代表、県石巻農業改良普及センター、JAいしのまき、農業委員等関係機関の代表19名による標準農作業料金検討協議会を開きました。このたび令和4年度適用標準農作業料金案を取りまとめまして、審議をお願いするものでございます。

今回上程する作業料金案につきましては、これまでの消費増税年度以外は据置措置としてきた経緯

も踏まえ、一部の作業料金を除き、前年度と同額の据置措置とするものでございます。

次に、個別の見直し作業料金でございますが、まず雇用賃金につきましては、昨年10月の最低賃金の改定を受けまして、例年同様、一般作業料金及び軽作業料金の賃金額を見直しました。

次に、機械作業料金につきましては、これまでの本検討協議会や一部法人からの設定要望等を受けまして、整地での均平機械作業料金を新たに設定するとともに、石巻管内の機械作業料金の均衡を図るため、田植時の機械作業料金と1箱当たりの苗代、さらに防除料金中の液剤散布の作業料金につきまして、東松島市と足並みをそろえたわけでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明があった本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、石巻市標準農作業料金の設定については原案のとおり可決をいたしました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和3年度第7回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時10分 閉会